

### Ⅲ 推進のポイント

#### 1 運営の考え方

一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない人権尊重のまちづくりのためには、同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく認識し、差別を許さない人権感覚を高めるとともに、一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として主体的に行動する実践力を培うことが大切です。

そのためには、様々な個別の人権課題に対する学習に加えて、その時々<sup>の</sup>社会情勢から新たに認識の高まる人権課題や人権が普遍的な権利であることなどの幅広い学習が望まれます。したがって、個別的人権課題からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの両面から学習を進めていくことが大切になると思います。

また、その学習方法としては、参加することを通して、他者の意見を傾聴し、他者の思いに共感し、他者を尊重しながら自分自身で「感じ、考え、行動する」ことができ、自分自身の心と頭脳と体を使って主体的に活動に取り組める「参加型」学習を取り入れることが大切になると思います。

そして、町民一人ひとりが、権利の主体者であり、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、日々の行動につながるような運営を目指します。

#### 2 学習のねらい

継続的に行われてきた人権・同和教育や啓発活動の取組により、町民の「人権」への関心は次第に高まってきています。しかし、日々の生活の中で、一人ひとりが権利の主体であるという意識や、一人ひとりの人権を尊重するという姿勢はまだ十分といえないのが現状ではないでしょうか。

一定の理解はあっても、それが暮らしの中に生かされているかどうかが重要です。学習者一人ひとりが、自らが「人権尊重のまちづくりの担い手」であることを意識し、主体的に行動化できるようにつなげていきたいものです。

#### 人権尊重のまち（づくり）とは

人権意識、人権感覚であふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々までいきわたる（ような）まち（社会）。＝人権文化の社会  
(鳥取県人権文化センター設立趣意書)

#### 〔人権意識〕

人権感覚を行動に結びつける働きをする意識。例えば、差別をなくそうとする意識。

#### 〔人権感覚〕

人権の大切さや価値、人権が擁護されて、実現されている状態を感知し、これをよしとし、反対にこれが侵害されている状態を感知して、これを許せないとするような価値志向的な感覚。

(「人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書」平成14)

#### 人権感覚を構成する6要素

- ① 正義感覚、心理感覚、美的感覚などの感性感覚
- ② 感覚主体、判断主体としての個人のセルフエスティーム（自尊感情）
- ③ 共感能力、感受性（敏感さ）
- ④ 想像力（イマジネーション）
- ⑤ 繊細なコミュニケーション能力
- ⑥ 人権に関する科学的、客観的理解

(福田弘筑波大学教授)

## 「人権尊重のまちづくりの担い手」



豊かな人権文化の社会を築く資質を備えた人



### 「人権尊重のまちづくりの担い手」としての資質（１）

（「人権教育の推進状況に関する取組状況調査より」（国）

#### 〈知識〉

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- ・人権に関する国内法や条約等に関する知識
- ・人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識
- ・自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決するために必要な実践的知識

#### 〈技能〉

- ・適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性（技能）
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能
- ・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- ・対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような問題解決的技能

#### 〈態度〉

- ・人権の視点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・自己についての肯定的態度（自尊感情等）
- ・自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度
- ・自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度
- ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度

### 「人権尊重のまちづくりの担い手」としての資質（２）

（「人権教育推進全体概念図より」（鳥取県）

#### 〈知識〉

- ・人権の概念・内容、人権確立の歴史を理解する。
- ・自分のことを知り、自分の生活と地域のつながりを知る。
- ・自分たちとは異なる社会や文化を理解する。

#### 〈技能（スキル）〉

- ・自分の思いを表現できる。
- ・相手を受け止め、相手を尊重しながら自分の意見を述べることができる。
- ・差別や偏見に気づくことができる。
- ・物事を多角的にとらえ、自ら判断し、問題を解決できる。

#### 〈態度〉

- ・相手の立場になって考え、行動しようとする。
- ・他者を認め、協力し合う人間関係を築こうとする。
- ・よりよい社会の実現をめざして行動しようとする。

### 3 懇談会の留意点

(1) 話しやすい、発言しやすい懇談会にするために次のことに留意する。

① グループに分ける。(4～5人)

②参加者が安心して話し合いに参加できるように、話し合いのルール「参加・尊重・守秘」をしっかりと確認する。

(2) 懇談会の設定時間は、1時間30分程度のため、開始時刻、終了時刻はできるだけ守る。もし、延長が必要な場合には、参加者の了解を得てから行う。

### 4 班長の留意点

(1) 担当区・集落の懇談会の実施日・場所を、区長と話し合って確認する。確認後に人権推進室の担当者へ報告する。

(2) 日時・場所など確認後、班の各推進者に連絡して周知徹底を図る。

(3) 当日使用する資料などの受渡しを確実にを行う。

(4) 懇談会のはじめに、大まかな時間設定を行い、全体の流れを参加者に示す。

(5) 各推進者と協力して、責任をもって懇談会の運営にあたるとともに、その場で解決できない課題は、事後すみやかに担当課と相談し、対応策を講ずる。

(6) 実施後、すみやかにアンケートを集約し記録用紙に記入して、人権推進室の担当者へ提出する。

### 5 推進者の留意点

〈懇談会までに〉

(1) 推進者として懇談会の運営にあたる責務と自覚を持って懇談会に参加する。

(2) 推進者は展開プログラムや使用する資料の内容などを十分に把握し、自分の思いや考えなどをまとめておく。

〈懇談会では〉

◎懇談会は、一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として、日々の生活を見つめ直し、どう行動していくのかを考えたり気づいたりする機会である。

(1) 一部の話題だけに偏らないように、話し合いをスムーズに進める。

(2) 意見の出やすい雰囲気づくりに心がけると共に、ねらいに沿うよう軌道修正に努める。

- (3) 特定の意見に終始するのではなく、一つの意見についても参加者みんなで考えていくように、多くの人の意見や考えを引き出すように心がける。
- (4) 考え方を押しつけるではなく、一緒に学ばせて頂くという姿勢で、共に考え合うような方向で話し合うように努める。
- (5) 実践化をめざして、具体的にどういうことに取り組んでいくのか、日々の生活にどう生かしていけるのかを出し合うように導けるように努める。

**\*推進者が、自分の推進予定日に都合がつかなくなった場合は、各自交代者を調整し、班長に連絡してください。**

### 《差別をなくすためのメッセージ》

私たちは「すべての町民が幸福を求め、平和で豊かに暮らせる人権尊重のまちづくり」を推進します。

その実現のために全町民が次のことに取り組みましょう。

- ・差別はしません、させません、ゆるしません
- ・一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として学びます
- ・みんなが豊かにつながり、支えあえる、地域づくりを進めます

(大山町・大山町教育委員会・大山町人権・同和教育推進協議会)

### 《大山町人権尊重の社会づくり条例（一部）》

#### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、町及び町内に暮らすすべての者の果たす責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障がい者の人権に関する問題などの人権問題への取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

#### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、町行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を促進しなければならない。

#### 2 (略)

#### (町内に暮らすすべての者の責務)

第3条 町内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策に協力しなければならない。